**年度　結核定期健康診断実施報告書**

報告年月日　　　　年　　月　　日

京　都　市　長　様

　　　事業所名称

　　　所在地

　　　代表者

　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　 ＦＡＸ番号

担当者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 学　　　　校 | | 医療機関 | 社会福祉施設 | | 介護老人保健施設 | 刑事施設 |
| 実 施 義 務 者 区 分 | | 学校長 | 事業者 | 事業者 | 施設長 | 事業者 | 事業者 | 施設長 |
| 対象者の区分 | | 入学年度１年生  （高校生以上） | 職員 | 職員 | 入 所 者  （65歳以上） | 職員 | 職員 | 被収容者  (20歳以上) |
| 対象者数(a) | |  |  |  |  |  |  |  |
| 受診者数(b)  (c+d+e-f) | |  |  |  |  |  |  |  |
| 受診者数内訳（検査種別） | 胸部エックス線  間接撮影者(c) |  |  |  |  |  |  |  |
| 胸部エックス線  直接又はデジタル撮影者数(d) |  |  |  |  |  |  |  |
| 喀痰検査者数(e) |  |  |  |  |  |  |  |
| エックス線検査及び  喀痰検査を受けた者の数(f) |  |  |  |  |  |  |  |
| 未受診者数  (a-b) | |  |  |  |  |  |  |  |
| 被  発  見  者  数 | 結核患者(g) |  |  |  |  |  |  |  |
| 結核発病の  おそれがあると  診断された者(h) |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計(g+h) |  |  |  |  |  |  |  |
| 健診を受けた医療機関 | |  | | | | | | |
| 事業所として未実施の場合及び未受診者がいる場合（例：妊娠中、他疾患治療中のため等）は、その理由をお知らせください。 | | | | | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　 実施期間　　年　月　日　～　年　月　日

※本健診は、年度内（４月から翌年３月）に１回実施していただき、事業所所在地の各区健康長寿推進課へＦＡＸ又は郵送等で、実施後、可能な限り速やかに報告してください。

結38

【参考】（根拠法令等）

　＜感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）＞

　　（定期の健康診断）

第５３条の２　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第２条第３号に規定する事業者（以下この章及び第１３章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が１年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第１３章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

　　（通報又は報告）

　　第５３条の７　健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

【定期結核健康診断対象施設、実施義務者等一覧】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の種類 | | 実施義務者 | 対象者 | 実施時期等 |
| 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設 | | 事業者 | 業務に従事する者 | 毎年度 |
| 社会福祉施設（※） | | 事業者 | 業務に従事する者 | 毎年度 |
| 施設長 | 入所者 | 65歳到達以降毎年度 |
| 学校 | 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く） | 事業者 | 業務に従事する者 | 毎年度 |
| 大学、高校、専修学校又は各種学校（修業年限が１年未満を除く） | 学校長 | 学生又は生徒 | 入学年度のみ |
| 刑事施設 | | 施設長 | 収容されている者 | 20歳到達以降毎年度 |

**※ 社会福祉法第２条第２項第１号及び第３号から第６号までに規定する施設**

　○生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

　○老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

　○障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

　○売春防止法に基づく婦人保護施設

【健康長寿推進課健康長寿推進担当一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 所　在　地 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
| 北　区 | 〒603-8511　北区紫野東御所田町33-1 | 432-1438 | 432-1590 |
| 上京区 | 〒602-8511　上京区今出川通室町西入堀出シ町285 | 441-2872 | 441-0180 |
| 左京区 | 〒606-8511　左京区松ケ崎堂ノ上町7－2 | 702-1219 | 702-1316 |
| 中京区 | 〒604-8588　中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 | 812-2544 | 812-0072 |
| 東山区 | 〒605-8511　東山区清水5丁目130－6 | 561-9128 | 531-2869 |
| 山科区 | 〒607-8511　山科区椥辻池尻町14－2 | 592-3222 | 502-1677 |
| 下京区 | 〒600-8588　下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608－8 | 371-7292 | 351-8752 |
| 南　区 | 〒601-8511　南区西九条南田町1－3 | 681-3573 | 681-1870 |
| 右京区 | 〒616-8511　右京区太秦下刑部町12 | 861-2177 | 861-9559 |
| 西京区 | 〒615-8552　西京区上桂森下町25-1 | 381-7643 | 393-0867 |
| 伏見区 | 〒612-8511　伏見区鷹匠町39－2 | 611-1162 | 611-7330 |